

# 第12回 多摩市新型コロナウイルス感染症対策本部 関係課長会【結果】

令和2年3月24日(火)  
13時30分から  
防災対策室

## 検討事項1 公共施設開館に向けての準備について

第14回対策本部会議で決定された以下の基本方針及び方向性に基づき、公共施設の開館に向けて取り組みを実施する。

### 1 対策本部会議での決定事項

#### (1) 基本方針

多摩市は、東京都の判断と同じく、「感染拡大傾向」にある。

しかしながら、多摩市としては、新型コロナウイルス感染症対策が長期にわたると見積るが、そういった状況の中でも市民活動の場を提供するという市としての役割を果たすため、以下の考え方により、貸館業務の再開を含めた公共施設の開館を進める。

- ▶ 以下の条件を確保した上で、可能な部分を開館する
  - ・ 窓と入口などの2方向を開放可能な部屋であること  
(既に開放しているオープンスペース、ギャラリー等を除く。)
  - ・ 利用者に感染予防対策の実施を要請すること
  - ・ 利用者の責任において施設を利用させること
  - ・ 利用者の連絡先を確認すること

※ 開館した結果、り患者が発生する可能性があるため、対応を検討しておく。

#### (2) 具体的方向性

- ・ 「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避し開館とする。
- ・ ただし、高齢者や基礎疾患がある方が集う施設、及び、ホール、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等と同様な使用方法する施設は引き続き閉館とする。

### 2 確認事項

- ・ 28日から開館可能な施設は開館する。
- ・ 開館準備に時間を要する施設、施設管理者への説明や複合館で所管同士の調整に時間を要する施設などについては、準備ができ次第、開館する。
- ・ 4月12日(日)までに、開館可能な施設は全て開館する。
- ・ 今後実施する対策本部会議で開・閉館の一覧について決定し、公式HPで公表する。

### 3 一部閉館（閉館）中の公共施設における各室の開館に関する調査

#### <閉館（一部閉館）中の公共施設における各室の開館に関する調査>

##### 1 調査項目

(1) 閉館（一部開館を含む。）中の施設における各部屋の開館の可否

- ① 28日から開館が可能
- ② 2方向での換気が不可能のため継続閉鎖
- ③ 開館に向けて準備期間が必要

(2) 開館可能時期

- ① 4月 1日（水）
- ② 4月 4日（土）
- ③ 4月11日（土）
- ④ 4月12日（日）

※ 総合福祉センターは調査対象外

##### 2 開館の可否判断

「2方向での換気」のが可能な部屋は開館

##### 3 留意事項

- ・ 部屋への入口以外のドア（外部やテラス等に出るためのもの）や排煙窓など、平常時閉鎖している箇所の開放は、施設管理上問題があることから、閉鎖のままとする。

##### 4 入力ファイル格納場所

健康推進課様式集⇒新型コロナウイルス感染症対応関係  
⇒XXXXX

##### 5 入力期限

3月26日（木）17時

### 4 市民への公表

市民への公表は、各課においてHPを作成し、秘書広報課で作成した開館施設情報のページにそれらのページへのリンクを貼る形で実施する。

#### <各課公表用HPに関する調査>

##### 1 調査項目

- ・ 施設の分類
- ・ ホームページに掲載する施設名
- ・ ページID
- ・ 問合せ先

##### 2 入力ファイル格納場所

健康推進課様式集⇒新型コロナウイルス感染症対応関係  
⇒【3.26 17時】施設開設公表HP調査（入力用）

##### 3 入力期限

3月26日（木）17時

## 検討事項2 利用者への注意事項について

### 【検討継続】

施設利用者へ提示する利用上の遵守事項や注意事項については、ベースとなる原案を防災安全課で作成し、それを参考に各施設において実情に合わせてカスタマイズして使用する。

- ・内容を修正したものを関係課長会メンバーにメールで送付する。

## 検討事項3 開館中に感染者が発生した場合のフロー図について

### 【検討継続】

- ・修正案を防災安全課で作成

## 検討事項4 市主催事業（イベント等）の延期・中止の判断基準（3月28日以降）

### 1 判断に際しての配慮事項

以下の事項に該当する事業は、延期・中止を検討する。

屋外：飲食を伴う事業

人が至近距離で会話及び接触する事業

屋内：飲食を伴う事業

参加者同士の離隔距離が2メートル以上取れないもの

クラスターを発生させる恐れがある事業

十分な換気が取れない施設で実施する事業

※ 要配慮者（高齢者・障がい者・基礎疾患がある方など）が参加する場合は、開催の可否について十分検討すること

※ ただし、この期間に実施する必要性があり、実施日の変更が困難なものについては、感染リスクへの必要な対策を実施した上で開催する。（例）入学式、入園式など

### 2 適用範囲・期間

#### （1）適用範囲

- ・ 主催事業・委託事業が対象
- ・ 会議、審議会は対象外（ただし、不要不急の会議は控える。）
- ・ 上記の判断に際しての配慮事項を基に、実施、延期、中止を判断
- ・ 既に中止を決定した事業は、基本的に中止

#### （2）適用期間

3月28日（土）～4月12日（日）

### 3 市主催事業（イベント等）の開催・延期・中止の判断に関する調査（3月28日以降）

#### <市主催事業（イベント等）の開催・延期・中止の判断に関する調査>

##### 1 調査項目

3月28日（土）～4月12日（日）に実施予定の市主催事業等の実施・延期・中止の判断結果（検討中や空欄のものの判断結果を入力）

##### 2 入力ファイル格納場所

健康推進課様式集⇒新型コロナウイルス感染症対応関係  
⇒【3/25 17時〆】事業・イベント中止調査票  
⇒\*【入力用】（3/25 17時〆）事業・イベント調査票

なお、同日15時30分から実施した対策本部会議において、課長会で合意した上記の内容をもって提案を行ったところ、所管課が判断するのに分かりやすい判断材料を追加することを条件として承認を得た。